小牧市駐車施設整備に関する基本計画
及び小牧市駐車場整備計画

改　定

令　和　８　年　８　月

小　　牧　　市

小牧市駐車施設整備に関する基本計画

目　　次

■ 小牧市駐車施設整備に関する基本計画

１．駐車に関する問題への対応の基本方針 …… 1

２．駐車施設整備に関する基本方針 …… 1

１）駐車需要の見通しと駐車施設整備の目標量 …… 1

２）駐車施設整備に関する民間と公共の役割分担 …… 2

３）駐車施設の附置義務に関する考え方 …… 3

３．駐車施設の整備推進方策 …… 4

１）駐車施設の附置義務制度による整備推進方策 …… 4

２）公共的駐車施設の整備推進方策 …… 4

３）自動車の保管場所の整備推進方策 …… 5

４．駐車施設の有効利用方策 …… 6

１）既存駐車場の利用促進を支援する案内表示板等の充実 …… 6

２）駐車場有効利用システムの整備 …… 6

３）駐車場の空間の利活用 …… 6

５．その他の駐車に関する施策 …… 6

１）パークアンドライド駐車場の確保 …… 6

２）荷捌き・自動二輪車の駐車施設の整備 …… 6

６．駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の検討 …… 7

１）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の設定方針 …… 7

２）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の抽出 …… 8

３）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の内容 …… 10

■ 小牧市駐車施設整備に関する基本計画

１．駐車に関する問題への対応の基本方針

小牧市は昭和 62 年に駐車場整備地区を指定するとともに、「小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を施行した後、平成 4 年の駐車場法の一部改正に伴い平成 5 年には附置義務対象となる建物の面積基準の見直しを行った「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定しました。その後、平成 7 年には総合的・長期的な駐車場対策を基本方針とした「小牧市駐車場整備計画」を策定し、平成 12 年には駐車場の目標量や目標年次の見直しを行ってきました。さらに、平成 21 年には名古屋鉄道小牧線の上飯田連絡線の開通（平成 15 年）や、新交通システム桃花台線の廃止（平成 18 年）などの公共交通を取り巻く環境の変化や土地利用の更新等を踏まえた計画の見直しを経て、平成 30 年には小牧市中央図書館及びこまきこども未来館整備等による小牧駅周辺地区における駐車需要の変化要因に基づく目標量等の見直しを行いました。

その後、小牧市都市計画マスタープランの改定など、上位・関連計画の見直しを始め、小牧市中央図書館、こまきこども未来館建設後の来館者数の推移、小牧駅の乗降客数の推移など、小牧駅周辺地区における駐車需要に影響を与える施策等の実施が予定されることから、これらまちづくり施策等を踏まえた駐車需要を予測したうえで駐車需給バランスを検証し、駐車場整備の目標量を見直す必要があります。

このため、小牧駅周辺の各種施策と連携を図りつつ、駐車需要の質・量に応じた公共と民間の適切な役割分担、既存駐車場の有効利用、公共交通の利用促進等、総合的・効率的な駐車施策を検討することを目的とします。

駐車施設整備に関する基本計画の策定にあたっては、以下の項目に基づき検討します。

２．駐車施設整備に関する基本方針

１）駐車需要の見通しと駐車施設整備の目標量

（１）整備目標年次

本計画の目標年次は駐車場整備計画を策定する令和 7 年度を基準年とし、10 年後の令和 17 年度と設定します。

（２）駐車需要の見通しと駐車施設整備の目標量

小牧市の自動車保有台数（軽自動車を含む）は、令和 5 年度現在約 13 万 3 千台となっており、近年緩やかな増加傾向にあります。

また、第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査における小牧市全体及び小牧駅周辺の自動車発生・集中トリップ数は、平成 23 年（現況値）から令和 17 年（長期予測年次）にかけて小牧市全体で 0.98、小牧駅周辺で 0.93 倍に減少しており、小牧駅周辺における駐車需要には大きく変動しないと考えられます。

小牧市において最も高い駐車需要を示すと考えられる小牧駅周辺地区において、こまきこども未来館および小牧市中央図書館の需要やパークアンドライド駐車需要の見通しと、現在設置されている駐車施設を考慮した一時預かり駐車場整備目標量は、目標年次の令和 17 年度において現状維持となります。

図表１　一時預かり駐車場の整備目標量（調査対象地区）

目標年次	将来必要駐車場量			一時預かり駐車場収容台数	将来一時預かり駐車場整備目標量
	一時預かり駐車需要	ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ駐車需要	計		
令和 17 年度	726 台	106 台	834 台	905 台	73 台の余力

２）駐車施設整備に関する民間と公共の役割分担

駐車需要は大別すると、①目的地での需要（荷捌き需要含む）、②交通結節点等目的地に至る途中での需要、③自動車の使用の本拠の位置における車庫需要の３つに分けられます。

それぞれの需要の特性に対して、民間と公共が適切な役割分担のもとに駐車施設を確保していくものとします。

（１）目的地での駐車施設の整備（公共・民間）

交通の目的地における駐車需要については、目的地の建物や施設等が駐車需要を発生させる原因者の責務として駐車施設を整備し、対応していくことが原則であり、これを担保する制度の一つとして駐車場法に基づく地方公共団体の条例による附置義務制度があり、一定規模以上の規模を建築物を新築等する場合に、駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならないとされています。

附置義務の対象とならない小規模な建築物がそれぞれ必要な駐車施設を個別に設置することは、土地利用上困難な場合や交通処理上不適切な場合も見られます。また、個々の建物ごとに駐車施設を確保することは、都市空間の合理的利用や社会経済的な観点からも適切ではありません。一方、業務交通や買物・娯楽目的等の交通は、特定施設に限定せず、同一地区内で複数にわたる移動も存在するため、小規模建築物の駐車需要を集約した共同駐車施設の確保・整備が効果的な対応です。

以上のことから、次のような公共と民間の役割分担のもとに、民間による公共的駐車場整備を促進させるとともに、公共では都市機能や道路交通機能の維持・増進を図るため、総合的なまちづくりの観点から、必要に応じ、計画的・先行的に整備を図るべき公共的駐車施設について都市計画施設として位置づけたうえで整備を図るものとします。

■公共の役割
- 駐車施設の整備目標量や整備方針の提示
- 原因者による駐車施設整備を促進させる指導
- 民間における駐車場整備の支援
- 民間の駐車対策の組織づくりの支援
- 駐車場法・バリアフリー新法に基づく届け出及び技術的基準に関する周知・指導
- 駐車施設の有効利用の推進
- 適切な公共による駐車施設整備　等

■民間の役割
- 駐車需要を発生させる原因者による駐車施設整備
- 営利事業としての一時預かり駐車場及び月極駐車場整備
- 専用駐車場の多用途利用
- 公共の行う駐車施策への協力　等

（２）交通結節点機能強化のための駐停車施設の整備（公共・民間）

自動車を利用する交通には、目的地に至る途中の交通結節点で鉄道等に乗り換える場合もあります。この交通結節点の周辺に発生する駐車がパークアンドライド、送迎による停車がキスアンドライドと呼ばれる需要です。

これらパークアンドライドの駐車需要は、通勤･通学目的がその大半を占めており、その利用は定期的･恒常的であり、月極駐車場及び一時預かり駐車場（定期貸し）で対応を図り、キスアンドライドの停車需要は駅前広場における一般車乗降場の整備により対応を図っていくものとします。

よって、市内の主要な鉄道駅では、総合都市交通体系や地域公共交通計画のもと、過度な自動車利用から適切な交通手段への行動変容を促すとともに、バスやタクシーの乗降場の整備やパークアンドライド及びキスアンドライド駐停車場の整備を関係者と協議・調整していくものとします。

（３）自動車の保管場所（車庫）の確保（民間）

自動車の使用の本拠の位置での駐車需要については、車庫等の自動車の保管場所で対応すべきであり、自動車の保有者が「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法)」に基づき、その責務として保管場所を整備・確保することが原則です。

しかし、既存の集合住宅周辺地区を中心に、自動車の保管場所の確保が困難となっており、その結果周辺の路上にも駐車車両が発生し、緊急車両の通行を妨害する等大きな問題になっています。小牧市においては、「小牧市宅地開発等に関する指導要綱」により、一定規模以上の住宅開発に対する駐車施設の設置を引き続き指導していくものとします。

また、ドライバーのマナー、モラルの向上に対する啓発活動の継続的な実施とともに、地域ぐるみでの路上駐車排除への取り組みを促すことにより、路上駐車の削減を図ります。

３）駐車施設の附置義務に関する考え方

平成 6 年に近年の貨物自動車等による荷捌き等の駐車の深刻化に対応するため、荷捌き需要のための駐車施設の附置の位置づけ及びその駐車マス基準についての法改正が行われました。

平成 18 年には自動二輪車も駐車施設の附置義務条例において、駐車需要を踏まえて適切に条例の改正を実施する法改正が行われました。

また、令和 7 年には共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務や公共交通利用促進措置による附置義務緩和規定、集約駐車場への隔地に係る規定の追加など、法改正が行われました。

小牧駅周辺地区においては、現段階では荷捌き駐車や自動二輪による駐車問題は顕在化していませんが、今後、大量・恒常的な荷捌き車両や自動二輪による駐車需要の増大が見込まれる計画等が具体化した段階で、道路の円滑な交通処理機能を維持するため、駐車需要を発生させる建築物に対して駐車施設の整備を指導するとともに、附置義務に関する基準の整備を図るものとします。

３．駐車施設の整備推進方策

１）駐車施設の附置義務制度による整備推進方策

附置義務駐車施設は、駐車場法及びそれに基づく条例により、主として、駐車場整備地区内又は商業地域内、若しくは近隣商業地域内で、一定の地区内において、一定規模以上の建築物の新築等をする場合に、駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならないとされています。

平成５年３月に「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し、特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計が1,000㎡以上の建築物を対象に、特定用途は150㎡で除した台数以上、非特定用途は450㎡で除した台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならないことを定めました。

駐車施設の整備は、駐車需要を発生する原因となっている自動車利用の到着地の建物＝着目的施設（原因者）によってなされることが大前提であり、附置義務制度はこれを担保する施策として、駐車施設の基本をなすものであり、駐車場整備の推進において重要な役割を果たしていくものです。

附置義務条例については、先に記載した「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定して適正に運用していますが、平成26年８月に標準駐車場条例が改正され、原単位の緩和が行われているため、今後、小牧市においても小牧駅周辺地区等において、駐車需要に応じた適正な駐車施設の確保や、各種都市機能施設等の立地誘導にあたり、附置義務駐車場の整備実態や利用状況等を踏まえた原単位の適正化を進める必要があります。

平成30年７月の法改正により、附置義務駐車場は、原則として一定の基準に基づき、建築物又はその敷地ごとに駐車場の附置を義務付ける制度であるが、各建築物又は敷地ごとに駐車場を整備するよりも、まちづくり上の観点を踏まえ、地区単位で駐車場を集約配置した方が適当な地域も存在することから、このような地域においては、例えば近隣の公営駐車場等において附置義務駐車場を受け入れるなど、いわゆる「隔地」での附置義務駐車場について検討することができるようになりました。

また、令和７年３月の法改正により、共同住宅への配送需要の増加や物流2024年問題等に対応した荷さばき駐車施設の確保に加え、公共交通の利用促進やまちなかにおける歩行者の安全性の確保と駐車場の整備を図る施策の両立、車種毎の需給の偏り解消、更なるユニバーサルデザインや車両の大型化等への対応等が求められており、小牧市においてもこれら法制度の改正を踏まえ、駐車施設の適正な配置等を推進します。

２）公共的駐車施設の整備推進方策

公共的駐車場の整備主体としては国、地方公共団体、第３セクター、民間等があります。

現在、小牧駅周辺地区で一定規模の一時預かり駐車場は市営の小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場、中央図書館地下駐車場、浦田駐車場と民営の名鉄協商小牧パーキングビルの５箇所があります。

今後は各種計画等に伴い発生集中する駐車需要に対応して、総合的なまちづくりの観点から市は既存の公的駐車施設の確保・維持を図りつつ、民間開発に対しては附置義務基準に基づく駐車施設整備の指導や既存の駐車施設の有効活用を推進することで駐車需給バランスを確保

する必要があります。また、民営の公共的駐車場の育成や公共的駐車場の駐車料金の適正化等、駐車需給のバランスが保てるよう公的関与を検討する必要もあります。

なお、地域の駐車需給バランスを一定の水準に保ち、円滑な都市活動を確保していく上で重要な役割を果たすと考えられる路外駐車場については、必要に応じて都市計画施設として定め恒久的に確保していくことを検討します。

平成 18 年 11 月に改正駐車場法が施行され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の対象となる施設に路外駐車場が含まれ、車いすを使用している者が円滑に利用することができる幅や駐車施設と出入口とを結ぶ利用者のための経路等の基準が定められています。

令和 7 年 6 月にトイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準が改正され、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、駐車台数に対する割合で定めるよう見直しが行われたことから、小牧市においても特別特定建築物を整備する場合には、建築物の規模に合わせて安全・安心して利用できる駐車施設の整備・改良等を推進する必要があります。

また、小牧駅周辺地区では、駐車場が散在的に整備・供用されており、駐車場の出入口付近では、歩道が分断され、自動車と歩行者との交錯による事故発生のリスクが高まる懸念や街並み景観を分断する要因となっています。小牧駅周辺地区におけるまちづくり方針等を踏まえ、まちなかの路外駐車場の適正配置（都市周縁部への集約化）と公共交通の利用環境の充実や自転車利用者・歩行者環境の整備が一体化したまちづくりと連携した駐車場施策を展開することで、歩行者を中心とした街路空間の構築、街並みの連続性確保、賑わいや都市の魅力の創出の実現を目指します。

３）自動車の保管場所の整備推進方策

車庫等の自動車の保管場所を確保することは、駐車施設需給の均衡を図る上で基本的な条件となります。自動車の保管場所は「自動車の保管場所等の確保に関する法律」により、自動車の所有者へ保管場所の確保を義務づけており、小牧市においても公安委員会等と協力して、車庫の整備・確保に関する広報・啓発を行っていくものとします。

「小牧市宅地開発等に関する指導要綱」により、計画戸数が 15 戸以上の共同住宅の場合、原則 1 戸につき 1 台の駐車施設の設置（やむを得ない場合の特例措置あり）を定めており、良好な都市環境を形成し、健康で豊かな住みよいまちづくりの実現を図ることを目的として、引き続き指導していくものとします。

４．駐車施設の有効利用方策

１）既存駐車場の利用促進を支援する案内表示板等の充実

既存駐車場の利用促進を図るため、駐車場の位置、特にその入口がわかりやすいことが利用者にとっては重要となることから、地区への進入路沿いの要所に案内表示板等を建て、駐車場へ速やかに利用者を誘導する必要があります。

小牧駅周辺地区では、商業・業務機能等の充実を図るものとしており、今後、一定量の一時預かり駐車需要が見込まれることから、満空情報提供サービスや駐車場案内の充実等を図ることで、利用率が低い既存駐車場の有効利用を促進するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく整備・改良を進めることで安全・安心・便利でわかりやすい駐車環境を確保します。

２）駐車場有効利用システムの整備

複数の駐車場とスーパー、デパート等との共通レシートバックシステム（一定額の買物をすると一定時間の駐車料金が無料となるシステム）や共通利用券等駐車場の運用面での統合化により、駐車場利用の促進を図る必要があります。

小牧駅周辺地区では、小牧市中央図書館及びラピオ利用者にはラピオ地下駐車場、小牧駅地下駐車場、浦田駐車場、中央図書館地下駐車場の割引（3 時間まで無料）が適用されています。これら割引制度を継続的に運用するとともに、デジタル技術を活用した駐車場検索やリアルタイムの満空情報の提供等により、駐車場の有効利用の促進を図ります。

３）駐車場の空間の利活用

専用駐車場は、休日の駐車容量に余裕がある場合には、可能な限り不特定多数の利用も対象として受け入れることを促進し、駐車施設の有効利用を図っていくものとします。

また、月極・専用・一時預かりの各種駐車場について、駐車機能以外に商業、娯楽、防災等まちづくりと連携した空間の利活用を進めます。

５．その他の駐車に関する施策

１）パークアンドライド駐車場の確保

パークアンドライド駐車需要への対応は、既存駐車場では一時預かり駐車場におけるパークアンドライド（定期貸し）収容枠の活用や月極駐車場の活用により将来パークアンドライド駐車需要に対して効果的かつ効率的な対応を図ることを基本とします。

なお、鉄道駅へのアクセス交通については、民間バス路線やこまくる等の公共交通の利用を促進することで過度な自動車利用を抑制しパークアンドライド駐車需要の適正化を図ります。

２）荷捌き・自動二輪車の駐車施設の整備

荷の積みおろしの施設は、荷捌きを行う建築物や施設等の原因者がその敷地内等に整備するのが原則です。その設置水準は建物の用途によって異なり、平成 6 年 1 月の標準駐車場条例の改正に伴い荷捌き駐車施設の附置の基準が定められました。また、平成 18 年 5 月の駐車場法改正に伴い駐車場法の対象に自動二輪車が追加され、令和 7 年 3 月の駐車場法の改正に伴い共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務が追加されました。

小牧市においては現段階では荷捌き駐車や自動二輪車による駐車問題は顕在化していませんが、今後、荷捌き駐車や自動二輪車による駐車問題の顕在化が予測される施設立地が計画・整備される場合にあっては、荷捌き駐車や自動二輪車に対して附置義務化を検討します。

６．駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の検討

１）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の設定方針

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区を、次のような地区から設定します。

- 商業・業務地区等で都市機能が集積し、自動車交通がふくそうしている地区
- パークアンドライド等の交通結節機能を強化すべき鉄道駅等の周辺地区
- 上位・関連計画等で将来的に都市機能の集積が見込まれる地区やまとまった具体的な開発が予定される地区
- 集合住宅が多く立地しているか、又は立地が進行している住宅地区

これらの地区は、都市計画で位置づける駐車施設を始めとするハード的な施設整備とソフト的な施策を公民適切な役割分担のもとに、複合的・総合的に実施すべき地区です。

その設定に当たっては、現況の土地利用や駐車需要に対応するとともに、将来の土地利用計画や開発計画などの動向にも十分考慮して設定する必要があります。

小牧市においては、以下に示す考え方に基づき、駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区を抽出するものとします。

＜小牧市における「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」抽出の基本的考え方＞

●現在、駐車場整備地区が指定され、附置義務条例により一定の駐車施設の整備が義務づけられる地区は、今後も引き続き駐車場整備地区として位置づけ、駐車施設の確保に向けて適切な誘導を図るものとします。

●小牧駅周辺地区は、「小牧市立地適正化計画」において都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）に位置づけられ、医療・文化・行政機能及び子育て支援機能を有する集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれる施設の機能維持や立地誘導を図るものとしています。これらの駐車需要の増加に対して、これら駐車需要に対する受け皿として既存の一時預かり駐車場や月極駐車場及び専用駐車場の有効活用を図る必要があります。

●ゾーン別に見た場合、個別ゾーン内ではそれほど駐車需要が見込まれない場合であっても、周辺ゾーンにおける駐車需要への対処の目的で駐車施設の整備を積極的に推進することが望ましいと考えられるゾーンも存在することから、個別ゾーン単位ではなく、周辺ゾーンでの駐車需給バランスを考慮し、「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」を位置づけるものとします。

●駐車施設整備の重要度を検証する各種評価項目に基づき、ゾーン別の定量的検証を実施し、ゾーン別の評価点が相対的に高いゾーンを「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」として位置づけるものとします。

２）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の抽出

先の「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」抽出の基本的考え方に基づき、駐車場整備地区指定による効果、小牧市中央図書館等既存施設の機能維持による一定の駐車需要の存在、ゾーン別の駐車需給バランス等を評価項目とした加点方式で各ゾーンの評価を行い、相対的に評価点の高いゾーンを中心に、既存駐車施設の立地状況やゾーン相互の関係等を踏まえ、一体的な駐車対策が必要な地区を「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」として抽出します。

その結果、ゾーン別の評価点が相対的に高いゾーン 11、13、14、16～19、21 といった小牧駅及び小牧駅周辺地区を内包するゾーンと、これら評価点が相対的に高いゾーンに隣接し、一体的な土地利用の誘導や既存駐車施設の立地状況等を考慮した結果、現行駐車場整備地区が指定されるゾーンを「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」として抽出しました。

なお、ゾーン 33 は相対的に評価点の高いゾーンに隣接していないこと、ゾーン 3、20 は相対的に評価点の高いゾーンに隣接するものの当該ゾーンの評価点が低いことから、「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」には含まないものとしました。

図表 2　駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の抽出結果図

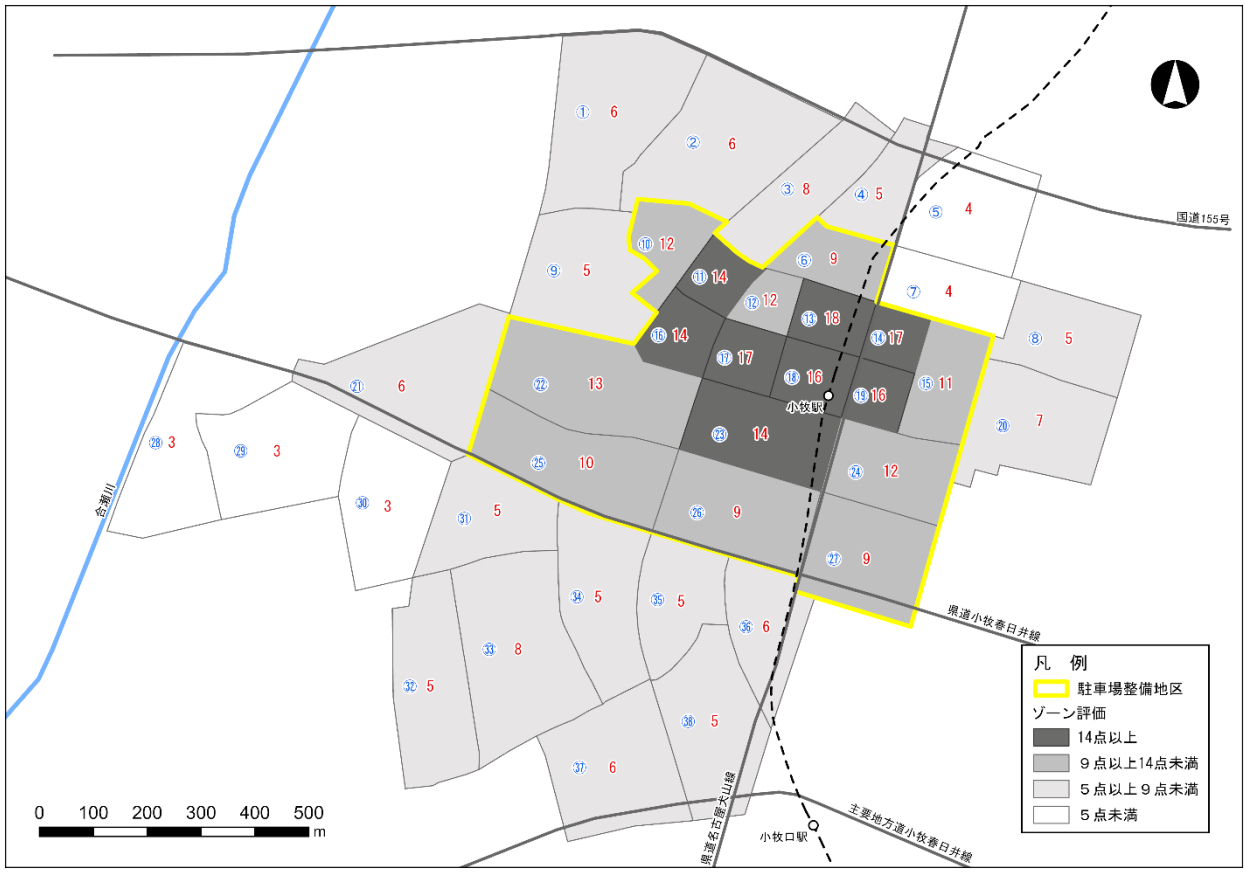

図表 3　駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区のゾーン別評価

ゾーン No	駐車需要要因指標		駐車需要と供給指標				関連計画等指標			合計評価点
	用途地域	パークアンドライド	商業床占有率	路上駐車密度	将来一時預かり駐車場不足台数	既存一時預かり駐車場立地	駅前広場等整備基本計画対象区域	中心市街地ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾃﾞｻﾞｲﾝ ｴﾘｱ	現行駐車場整備地区	
1	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
2	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
3	2	0	1	1	2	0	0	2	0	8
4	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
5	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
6	2	0	1	1	1	0	0	2	2	9
7	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
8	1	0	1	1	1	1	0	0	0	5
9	0	0	1	1	1	0	0	2	0	5
10	2	0	3	1	0	2	0	2	2	12
11	2	0	3	3	2	0	0	2	2	14
12	2	1	1	2	2	0	0	2	2	12
13	2	3	1	3	2	1	2	2	2	18
14	2	2	1	3	3	0	2	2	2	17
15	2	1	1	1	1	1	2	0	2	11
16	2	0	3	3	0	2	0	2	2	14
17	2	2	1	3	1	2	2	2	2	17
18	2	3	1	2	0	2	2	2	2	16
19	2	3	1	2	2	0	2	2	2	16
20	1	0	1	2	3	0	0	0	0	7
21	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
22	2	0	2	1	3	1	0	2	2	13
23	2	2	1	1	1	1	2	2	2	14
24	2	2	1	1	1	1	0	2	2	12
25	2	0	1	1	2	0	0	2	2	10
26	2	0	1	1	1	0	0	2	2	9
27	2	0	1	1	2	1	0	0	2	9
28	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
29	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
30	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
31	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
32	1	0	2	1	1	0	0	0	0	5
33	2	0	1	2	3	0	0	0	0	8
34	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
35	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
36	2	0	2	1	1	0	0	0	0	6
37	2	0	1	1	2	0	0	0	0	6
38	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5

合計評価点の平均 8.8 点、標準偏差 4.5 点、平均＋1 標準偏差 13.3 点

評価点が相対的に高いゾーン

一体的な駐車対策が必要な周辺ゾーン

図表 4　各評価項目の評価点設定の内訳

評価点	駐車需要要因指標		駐車需要と供給指標				関連計画等指標		
	用途地域	パークアンドライド	商業床占有率	路上駐車密度	将来一時預かり駐車場不足台数	既存一時預かり駐車場立地	駅前広場等整備基本計画対象区域	中心市街地ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾃﾞｻﾞｲﾝ ｴﾘｱ	現行駐車場整備地区
3 点	－	小牧駅からほぼ全域が 200m 内	20%以上	13 台/km 以上	3.1 台以上	－	－	－	－
2 点	商業地域を含む	小牧駅から過半が 200m 内	7%以上 20%未満	5 台/km 以上 13 台/km 未満	1.8 台以上 3.1 台未満	収容台数 30 台以上あり	区域内	区域内	地区内
1 点	近隣商業地域を含む	小牧駅から一部が 200m 内	7%未満	5 台/km 未満	1.8 台未満	収容台数 30 台未満あり	－	－	－
0 点	その他用途地域	小牧駅から 200m 以遠	－	－	収容台数＞不足台数	なし	区域外	区域外	地区外
備考			平均 7.2% 標準偏差 12.7% 平均+1 標準偏差 20.0%	平均 5.3 台/km 標準偏差 8.0 台/km 平均+1 標準偏差 13.3 台/km	平均 1.8 台 標準偏差 1.3 台 平均+1 標準偏差 3.1 台 収容余力が発生するゾーンを除く				

３）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の内容

（１）区域及び面積

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区は以下のとおりです。

区　　域　：　下図に示すとおり

面　　積　：　約 45ha

図表 5　駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区

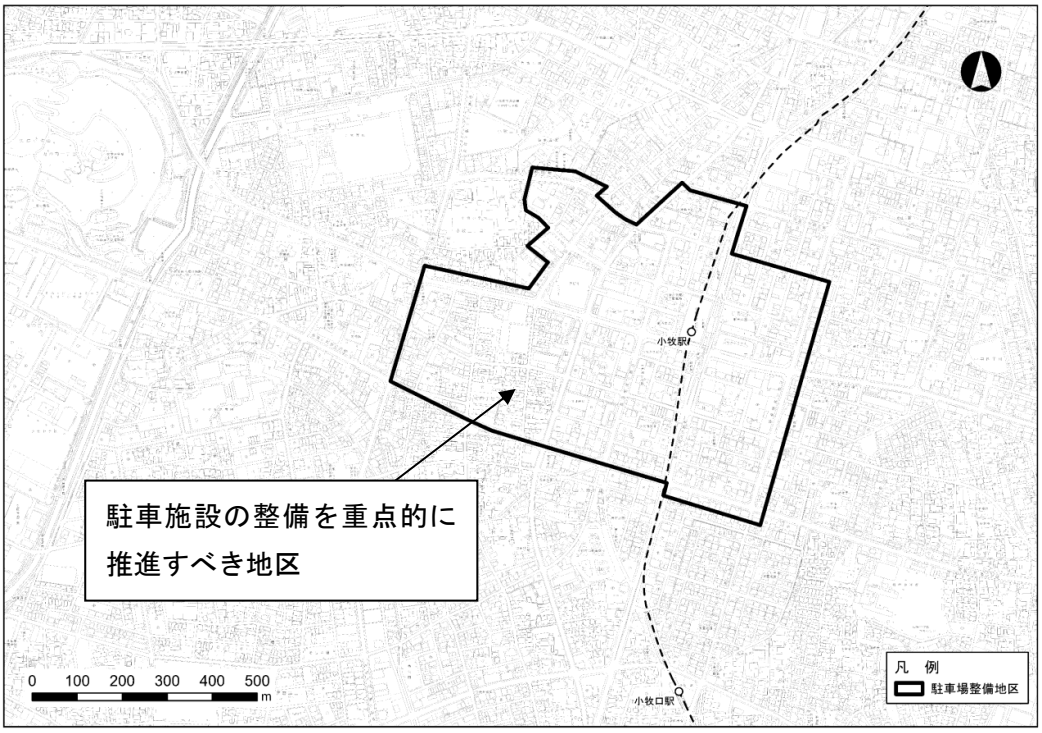

（２）駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区における駐車需要の見通し

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区における将来一時預かり駐車場の需給バランスは、目標年次の令和 17 年度において 98 台の駐車余力が発生する結果となります。

図表 6　駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区における将来一時預かり駐車場需給バランス

将来	将来一時預かり等駐車需要			一時預かり駐車場収容台数	将来一時預かり駐車場需給バランス
	一時預かり駐車需要	ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ駐車需要	計		
令和 17 年度	701 台	106 台	807 台	905 台	98 台の余力

（３）駐車施設整備の基本方針

小牧市中央図書館等の既存施設をはじめ、医療・文化・行政機能及び子育て支援機能を有する集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれる施設の機能維持や立地誘導に伴う一定の駐車需要が存在する小牧駅周辺地区を、駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区として今後とも駐車場整備地区として指定を継続し、公共と民間が適切な役割分担のもと、駐車施設の整備や既存駐車施設の有効利用を総合的・計画的に推進します。

小牧市駐車場整備計画

目　　次

■ 小牧市駐車場整備計画

１．路外駐車場整備に関する基本方針 …… 1

１）駐車場整備の現況 …… 1

２）駐車場需給バランス …… 1

３）基本方針 …… 2

２．路外駐車場整備の目標年次及び目標量 …… 2

１）目標年次 …… 2

２）目標量 …… 2

３．路外駐車場整備の目標量を達成するために必要な
駐車場の整備に関する施策 …… 3

１）駐車施策の適応 …… 3

２）路外駐車場整備の方針 …… 4

４．主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要 …… 5

１）駐車場整備地区 …… 5

２）主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要 …… 5

■ 参考資料

１．主要な駐車施策に関する対応方針 …… 6

■ 小牧市駐車場整備計画

１．路外駐車場整備に関する基本方針

１）駐車場整備の現況

小牧市は昭和 62 年に駐車場整備地区を指定するとともに、「小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を施行した後、平成 4 年の駐車場法の一部改正に伴い平成 5 年には附置義務対象となる建物の面積基準の見直しを行った「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定しました。その後、平成 7 年には総合的・長期的な駐車場対策を基本方針とした「小牧市駐車場整備計画」を策定し、平成 12 年には駐車場の目標量や目標年次の見直しを行ってきました。さらに、平成 21 年には名古屋鉄道小牧線の上飯田連絡線の開通（平成 15 年）や、新交通システム桃花台線の廃止（平成 18 年）などの公共交通を取り巻く環境の変化や土地利用の更新等を踏まえた計画の見直しを経て、平成 30 年には小牧市中央図書館及びこまきこども未来館整備等による小牧駅周辺地区における駐車需要の変化要因に基づく目標量等の見直しを行いました。

その後、小牧市都市計画マスタープランの改定や小牧市立地適正化計画の策定など、上位・関連計画の見直しを始め、小牧市中央図書館、こまきこども未来館建設後の来館者数の推移、小牧駅の乗降客数の推移など、小牧駅周辺地区における駐車需要に影響を与える施策等の実施が予定されることから、これらまちづくり施策等を踏まえた駐車需要を予測したうえで駐車需給バランスを検証し、駐車場整備の目標量を見直す必要があります。

小牧市の駐車場整備地区における一時預かり駐車場整備の現況は、公共駐車場が 4 箇所、収容台数 704 台、民間駐車場が 1 箇所、収容台数 201 台の合計 5 箇所、収容台数 905 台が供給されています。

図表１　駐車場整備地区における一時預かり駐車場整備の現況

一時預かり駐車場		収容台数
公共	浦田駐車場	39 台
	ラピオ地下駐車場	415 台
	中央図書館地下駐車場	57 台
	小牧駅地下駐車場	193 台
	公共駐車場計	704 台
民間	名鉄協商小牧パーキングビル	201 台
	民間駐車場計	201 台
収容台数計		905 台

２）駐車場需給バランス

駐車場整備地区における一時預かり駐車場の現況は、収容台数 905 台に対して駐車需要が 780 台となっていることから、現況駐車需給バランスは 125 台の余力が見られる状況にあります。

将来予測では、小牧市中央図書館及びこまきこども未来館、小牧駅利用者の需要増加により駐車需要は 807 台に増加する結果、将来駐車需給バランスは 98 台の駐車余力が発生することになります。

図表 2　駐車場整備地区における現況駐車需給バランス

現況	現況一時預かり等駐車需要			一時預かり駐車場収容台数	現況一時預かり駐車場需給バランス
	一時預かり駐車需要	ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ駐車需要	計		
令和 5 年	677 台	103 台	780 台	905 台	125 台 余力

図表 3　駐車場整備地区における将来駐車需給バランス

将来	将来一時預かり等駐車需要			一時預かり駐車場収容台数	将来一時預かり駐車場需給バランス
	一時預かり駐車需要	ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ駐車需要	計		
令和 17 年度	701 台	106 台	807 台	905 台	98 台の余力

３）基本方針

現況・将来予測ともに駐車余力が見られるものの、ゾーン別に将来駐車需給バランスを見た場合、小牧駅地下駐車場や名鉄協商小牧パーキングビル、こまきこども未来館を内包するラピオ地下駐車場といった大規模な一時預かり駐車場が立地するゾーンや小牧駅から距離を有する浦田駐車場のゾーンで駐車余力が見られます。

一方、その他のゾーンでは数台程度の不足台数が発生している状況にあり、駐車場整備地区全体では駐車余力が見られる結果となっています。

これらより、特定ゾーンへ集中する駐車需要により顕在化する不足台数が課題と考えられるため、中心市街地内（駐車場整備地区）に立地する既存駐車場の有効活用（適正利用）を図ることで、中心市街地内での安全な歩行空間の確保など、中心市街地のにぎわいや魅力創出に向けて、公共と民間の役割分担のもと、まちづくりと連携した駐車場施策を総合的・計画的に推進することを基本方針とします。

２．路外駐車場整備の目標年次及び目標量

１）目標年次

本計画の目標年次は駐車場整備計画を策定する令和 7 年度を基準年度とし、10 年後の令和 17 年度と設定します。

２）目標量

駐車場整備地区における目標年次の駐車需給バランスは、令和 17 年に 98 台の駐車余力がみられます。

したがって、一時預かり駐車場の整備目標量は現況維持とします。

図表 4　一時預かり駐車場の整備目標量（駐車場整備地区）

目標年次	将来一時預かり等駐車需要			将来一時預かり駐車場収容台数	将来一時預かり駐車場整備目標量
	一時預かり駐車需要	ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ駐車需要	計		
令和 17 年度	701 台	106 台	807 台	905 台	98 台の余力

３．路外駐車場整備の目標量を達成するために必要な駐車場の整備に関する施策

１）駐車施策の適応

（１）駐車施設の整備・確保

平成 5 年 3 月に「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し、特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に 1/2 を乗じて得たものとの合計が 1,000 ㎡以上の建築物を対象に、特定用途は 150 ㎡で除した台数以上、非特定用途は 450 ㎡で除した台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならないことを定めました。

平成 26 年 8 月に標準駐車場条例が改正され、原単位の緩和が行われているため、今後、小牧市においても小牧駅周辺地区等において、駐車需要に応じた適正な駐車施設の確保や、各種都市機能施設等の立地誘導にあたり、附置義務駐車場の整備実態や利用状況等を踏まえた原単位の適正化を進める必要があります。

平成 30 年 7 月の法改正により、附置義務駐車場は、原則として一定の基準に基づき、建築物又はその敷地ごとに駐車場の附置を義務付ける制度ですが、各建築物又は敷地ごとに駐車場を整備するよりも、まちづくり上の観点を踏まえ、地区単位で駐車場を集約配置した方が適当な地域も存在することから、このような地域においては、例えば近隣の公営駐車場等において附置義務駐車場を受け入れるなど、いわゆる「隔地」での附置義務駐車場について検討することができるようになりました。

また、令和 7 年 3 月の法改正により、共同住宅への配送需要の増加や物流 2024 年問題等に対応した荷さばき駐車施設の確保に加え、公共交通の利用促進やまちなかにおける歩行者の安全性の確保と駐車場の整備を図る施策の両立、車種毎の需給の偏り解消、更なるユニバーサルデザインや車両の大型化等への対応等が求められており、小牧市においてもこれら法制度の改正を踏まえ、駐車施設の適正な配置等の検討を推進します。

（２）既存駐車施設の有効活用

路外駐車場については、従来は民間による整備を主体としてきましたが、モータリゼーションの著しい進展に伴う駐車問題の深刻化を背景に、公共の役割への期待がますます高まる中、小牧市では、小牧駅地下駐車場を都市計画駐車場として整備したことを始め、ラピオ地下駐車場、浦田駐車場、中央図書館地下駐車場の 4 箇所の駐車場が公共により供給されています。また、名鉄協商小牧パーキングビルが民間により供給されています。

しかし、小牧市中央図書館の利用者増加による駐車需要の変化が見込まれており、これら施設に附帯する駐車場では将来的な駐車需給バランスは不足台数が発生する結果となっています。特定施設に集中する一時預かり駐車需要に対しては、駐車場案内情報の提供や駐車料金の割引き制度・共通利用券の導入等により、利用率の低い一時預かり駐車場を含めて計画的に分散・誘導させ周辺の既存駐車場の空き容量を活用するなど、既存の路外駐車場の有効利用を推進します。

また、築 30 年以上経過している小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場の老朽化等に対応した改修の際には、周辺の既存駐車場の空き容量を活用することで駐車需要に対応します。

２）路外駐車場整備の方針

将来駐車需給バランスをゾーン別にみると、浦田駐車場が立地するゾーン 10、こまきこども未来館及びラピオ駐車場が立地するゾーン 16、小牧駅地下駐車場や名鉄協商小牧パーキングビルが立地するゾーン 18 といった大規模な一時預かり駐車場が立地する特定ゾーンで目標年次において駐車利用に余力がみられる一方、小牧市中央図書館が立地するゾーン 17 では駐車容量の不足が発生しています。

また、上記以外の各ゾーンの不足台数は概ね 6 台以下と相対的に少ない結果となっています。

これらより、将来発生が想定される駐車需要に対しては、中心市街地のにぎわいや魅力創出に向けて、公共と民間の役割分担のもと、既存駐車場の有効活用（適正利用）を図ることで、駐車場整備地区全体で駐車需給バランスを確保します。

図表 5　将来駐車需給バランスへの対応（単位：台）

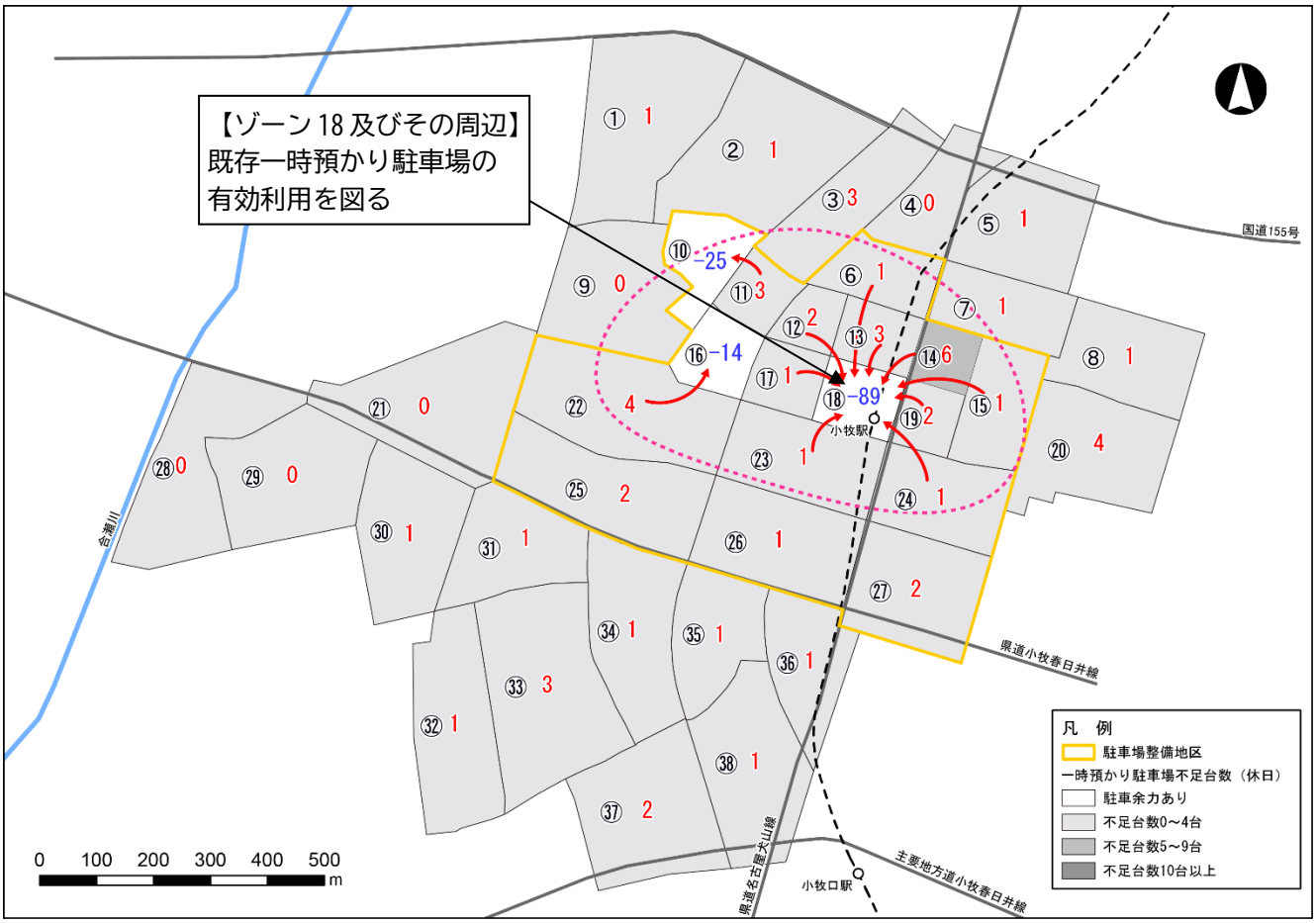

※赤字は不足台数、青字は余力台数を示す

４．主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要

１）駐車場整備地区

区域：下図に示すとおり

面積：約 45ha

２）主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要

将来駐車需給バランスでは、駐車場利用に不足が見られる特定のゾーンと駐車容量に余力が見られるゾーンを合わせて、駐車場整備地区内の既存駐車場を一体的に有効活用することで将来駐車需給バランスが確保できるため、新たな届出駐車場等の整備に関する事業計画は定めないものとします。

今後、駐車需要に影響を与える様々な動向の変化を注視し、附置義務条例を適切に運用しつつ、必要に応じて駐車場整備計画における整備目標量等の見直しを行うものとします。

図表 6　駐車場整備地区及び主要な路外駐車場整備の区域

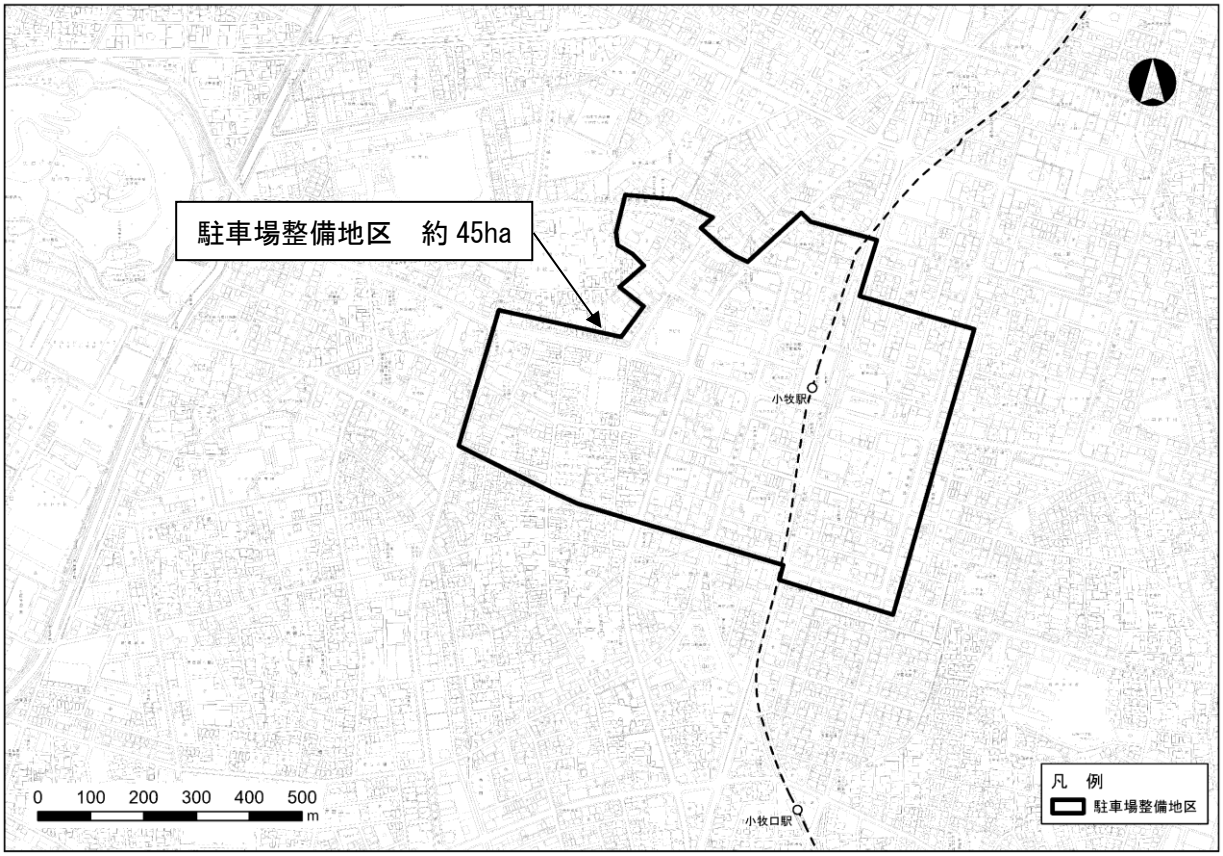

参　考　資　料

■ 参考資料

１．主要な駐車施策に関する対応方針

先に整理した駐車施策の基本方針を受け、駐車場整備地区における路外駐車場の整備等に関する主要な駐車施策について、本市における対応方針を整理します。

図表参考.1　小牧市駐車場整備地区における主要な駐車施策に関する対応方針

（その１）

主要な駐車施策	駐車場法及び関連法令等における考え方	主要な駐車施策に関する対応方針
① 駐車場基本計画等の策定	駐車場法に基づき、駐車施設の整備を総合的・計画的に進めるための駐車施設整備に関する基本計画を策定するとともに、駐車場整備地区を定めた場合は、駐車場整備計画を策定する必要があります。	全市的な視点で駐車問題顕在化地区の抽出を行い、駐車需要の将来予測を踏まえつつ、小牧駅周辺のまちづくりと連携した駐車場施策について、「駐車施設整備に関する基本計画」及び「駐車場整備計画」を策定します。
② 駐車場整備地区の指定・拡大	駐車場整備地区は駅前等の商業・業務地など駐車場不足が顕著な地区において、面的な駐車施策を講じる場合に指定するものです。 概ね人口 10 万人以上の都市においては、駐車施設整備を進めるため、それを総合的・計画的に図る場としての「駐車場整備地区」を指定する必要があります。	小牧駅周辺地区は本市の中心市街地として多種多様な都市機能の充実を図るものとしています。 特定ゾーンへ集中する駐車需要により顕在化する不足台数に対しては、既存駐車場の有効活用（適正利用）を図ることで、駐車場整備地区全体で駐車需給バランスを確保するため、現行の駐車場整備地区の指定を継続します。
③ 附置義務条例の制定・強化	駐車施設の整備は、駐車需要を生起する原因となっている自動車利用の到着地の建物（原因者）によることが大前提であり、附置義務条例はこれを担保するものです。附置義務条例の制定、改正を参考とするよう、国土交通省より標準駐車場条例が示されています。 平成 26 年に標準駐車場条例が改正され、駐車実態や地域・地区の特性に応じて、標準駐車場条例で示す附置の原単位を設定（適正化）できるようになりました。 平成 30 年の法改正では、地区単位で駐車場を集約配置できる「隔地」での附置義務駐車場について検討することができるようになりました。 令和 7 年の法改正により、共同住宅の荷さばき駐車施設の確保や地域の駐車特性等に応じた地域ルールに基づく駐車施設の適正配置ができるようになりました。	平成 5 年に「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し、適正に運用しています。 今後、附置義務条例に基づく必要駐車台数と実際の駐車場整備台数、駐車場利用台数との関係からみた駐車特性を分析・評価し、原単位の見直し（適正化）の必要性を検討します。 また、荷捌き駐車や自動二輪車による駐車問題は現段階では顕在化していませんが、今後、駐車需要の増大が見込まれる開発等が具体化した段階で、駐車施設の整備を指導するとともに、荷捌き駐車や自動二輪車の附置義務に関する基準の整備に向けた検討を進めます。

（その 2）

主要な駐車施策	駐車場法及び関連法令等における考え方	主要な駐車施策に関する対応方針
④ 公共的駐車施設の整備	路上駐車の解消を図るためには、不特定多数の人を対象とする公共的駐車施設の整備が必要です。 ある程度以上の規模・構造・施設水準を有する恒久的な駐車施設は、公共性の高い都市交通施設と位置づけます。 また、緊急性の高い駐車施設、計画的かつ着実な整備が必要な駐車施設、都市機能の維持・増進を図る上で特に重要な駐車施設等は、基幹的な公共的駐車施設と位置づけます。	小牧駅周辺地区で一定規模の一時預かり駐車場は市営の小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場、中央図書館地下駐車場、浦田駐車場と民営の名鉄協商小牧パーキングビルの 5 箇所があります。 今後は各種計画等に伴い発生集中する駐車需要に対応して、総合的なまちづくりの観点から市は既存の公的駐車施設の確保・維持を図りつつ、既存の駐車施設の有効活用を推進することで駐車需給バランスを確保します。
⑤ 共同駐車場の整備	地方都市においては小規模建築物の割合が多く、個々に駐車施設を持つことは種々の問題を生じるため、まとめて共同駐車施設を整備することが有効です。	散在した駐車場の整備・立地は、駐車場出入口での歩道の分断や自動車と歩行者との交錯による事故発生リスクの高まり、連続する街並み景観の阻害等が生じる懸念が生じるため、小規模駐車場の共同化や集約化により、中心市街地の賑わいや魅力創出に資する駐車施設整備を推進します。
⑥ パークアンドライド駐車需要への対処	端末交通手段の自由な選択のもとに駅前等において、特に駐車需要の高い箇所にはパークアンドライド需要への対処を行います。	過度な自動車利用からの脱却、環境負荷の少ない交通行動への変容を促すため、バス等の公共交通の利用促進を推進しつつ、既存駐車場の空き容量を活用して、効率的かつ適切なパークアンドライド駐車需要への対処を行います。
⑦ 保管場所としての駐車施策	車庫等の自動車の保管場所の確保は、自動車の保有者が「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づき、その責務として保管場所を整備・確保することが原則です。しかし、複数台の自動車を保有する世帯が増加し、既存の集合住宅周辺地区を中心に保管場所の確保が困難となっており、周辺の路上に駐車車両が発生し、緊急車両の通行を阻害する等の交通問題が生じています。車庫等の確保を義務づけるだけでなく、駐車スペースが円滑に供給されるような施策を推進させる必要があります。	一定規模以上の住宅開発に対しては、開発指導要網の徹底を図るとともに、公安委員会等と協力して、車庫の整備・確保を引き続き指導するとともに、広報・啓発を推進します。 平成 10 年に「小牧市宅地開発等に関する指導要綱」を制定し、適正に運用しています。

（その 3）

主要な駐車施策	駐車場法及び関連法令等における考え方	主要な駐車施策に関する対応方針
⑧ 公共的駐車施設の有効利用	地区に一般公共の用に供する既存の公共的駐車場があり、その有効かつ効率的利用を図ることは新たな公共的駐車場を整備するのと同様な効果が得られ、その費用効果も高く、また、速効的な効果が得られます。	小牧市中央図書館及びラピオの利用者に対しては、ラピオ地下駐車場、小牧駅地下駐車場、浦田駐車場及び中央図書館地下駐車場の割引（3 時間まで無料）を継続することで、駐車場の有効利用を促進します。 デジタル技術を活用した駐車場検索やリアルタイムの満空情報の提供等により、駐車場の有効利用を促進します。
⑨ 専用的駐車施設の有効利用	専用的駐車施設について、需要の状況に応じて駐車容量に余裕がある場合には、可能な限り不特定多数の利用も受け入れてもらい、需要バランスを改善することが望まれます。	専用駐車場の利用状況を踏まえ、駐車容量に余裕のある駐車場については、可能な限り不特定多数の利用を対象とした受け入れの可能性や中心市街地の各種まちづくり施策と連携した他用途への転換を検討します。
⑩ 路上駐車施設の導入	路外駐車場に収容が困難な駐車需要に対しては、土地利用、道路条件、民間路外駐車場の経営等の観点から、可能な地区には路上駐車施設をできる範囲で導入します。	安全かつ円滑な道路環境の確保を図るため、将来駐車需要に対しては既存の路外駐車場を有効活用することで対応することを基本とします。 なお、現段階では荷捌き駐車や自動二輪車による駐車問題は顕在化していませんが、今後、荷捌き駐車や自動二輪車による駐車問題の顕在化が予測される施設立地が計画・整備される場合にあっては、荷捌き駐車や自動二輪車に対して附置義務化や路上駐車施設の導入を検討します。

小牧市都市政策部都市計画課
住所　〒485-8650　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
TEL　0568-76-1155（直通）
FAX　0568-71-1481
E-mail　toshi@city.komaki.lg.jp